

# 中川町子ども読書活動推進計画

＜第1期：令和4～7年度＞

令和4年3月

中川町教育委員会

# 中川町子どもの読書活動推進計画 <第1期：令和4～7年度>

## 目 次

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 第1章 「中川町子どもの読書活動推進計画」策定の基本的な考え方 ..... | 1 |
| 1 子どもの読書活動の意義                         |   |
| 2 計画の目的                               |   |
| 3 計画の基本方針                             |   |
| 4 計画の期間                               |   |
| 5 計画の対象                               |   |
| 第2章 子どもの読書活動推進のための方策 .....            | 3 |
| 1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進      |   |
| 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備             |   |
| 用語集 .....                             | 8 |

## 第1章 「中川町子どもの読書活動推進計画」策定の基本的な考え方

### 1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。

中川町においても子どもの読書活動の一層の推進のため、成長に応じて読書に親しみ、楽しめる体験を作るなど、読書活動が日常習慣となるような支援が必要です。また、子どもが自主的な読書活動を習慣づけるには、家庭、地域、学校の連携した取組が求められています。



図書室ボランティアによる読み聞かせ（公民館図書室）

## 2 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第九条に基づき策定するものです。国・道の基本計画を踏まえ、第7次中川町総合計画及び第10期中川町社会教育中期計画との整合性を図り、子どもがその成長に応じて家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書の推進や、読書環境の整備など「子どもの読書活動」を推進するための基本的な考えや方策を示したものです。

## 3 計画の基本方針

中川町の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。なお、この計画の推進状況については、中川町社会教育委員会議に報告し、その意見等を踏まえて、計画の効果的な推進に努めます。

## 5 計画の対象

この計画は、0歳からおおむね18歳を対象とします。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

日常生活におけるいろいろな場面において子どもが本と接する機会を多く得られれば、子どもは読書に興味をもち、読書は子どもの生活の一部となります。日頃から子どもが読書に親しむことができるよう、家庭、公民館図書室や図書ボランティア、幼児センター、学校が連携し、読書活動を推進します。

#### <具体的な取り組み>

##### (1) 家庭における子どもの読書習慣の定着に向けた取組の推進

- ・ 保護者による絵本や物語の読み聞かせ
- ・ 家族で公民館図書室に出向き、読み聞かせ会を楽しんだり、本を選んだりすること
- ・ 食後や週末など時間や日を決めて家族全員が読書をしたり、読んだ本について会話をしたりすること
- ・ 公民館図書室の読書つうちょう、ポイントつうちょうなどを活用し、読んだ本の書名、読んだ日や簡単な感想などを記録しておくこと
- ・ 工作や料理の本を親子で一緒に読んで実際に作ってみるなど、体験の機会と結び付けること
- ・ 保護者自身が、公民館図書室が実施する講座や読み聞かせ会等も活用しながら、読書に親しむこと



工作教室（公民館図書室）

## (2) 地域における読書活動の推進や学校等の読書活動への支援

- ・ ブックスタート事業の実施
- ・ 多くの保護者が集まる機会を活用した、読み聞かせに関する講座等の実施
- ・ 子どもの読書活動に関する多様なボランティア活動の場の提供やボランティア団体に対する研修
- ・ 読み聞かせ会、図書室まつり、展示会等の事業の実施
- ・ 読書に関するレファレンスサービス
- ・ 推薦図書を選定、普及
- ・ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」における事業の実施と情報の提供
- ・ P T A等における子どもの読書活動に関する研修や情報共有
- ・ 学校図書館での調べ学習や展示、学級文庫等への図書館資料の貸出し等による読書活動の支援
- ・ 公民館図書室司書等の訪問による児童生徒への読み聞かせや図書委員会活動、読書活動に関わる学校行事等の支援
- ・ 学校図書館運営に係る相談
- ・ 「放課後児童クラブ」「ワクワク体験教室」における読書活動の実施



推薦図書コーナー（公民館図書室）

### (3) 学校等における読書活動や学習活動の推進

- ・ 読み聞かせなどによる本に親しむ活動
- ・ 教員や保育士によるお薦めの本の紹介など、多様な本と出会う機会の設定
- ・ 保護者やボランティア、公民館図書室等との連携による読書活動
- ・ 「朝の読書」など全校一斉の読書活動や校内読書週間等の設定
- ・ 図書委員会等による児童生徒の自主的な読書活動
- ・ 児童生徒や教職員による公民館図書室の行事や読書ボランティア活動への参加
- ・ 読書感想文コンクールや読書感想発表会等の実施
- ・ 学校図書館を活用した各教科等における児童生徒の主体的・意欲的な学習活動
- ・ 各種指導計画等の教育課程への位置付けによる計画的・継続的な学校図書館の活用
- ・ 学校図書館を活用した学習をとおした情報活用能力を育成する活動
- ・ 学校だより、学級通信、校内掲示などを活用した読書活動の啓発



公民館図書室司書による読み聞かせ（中央小学校）



公民館図書室司書による図書委員会活動支援（中央小学校）

## 2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもは数多くの良書とめぐりあうことにより言語能力、表現力のみならず、感性、創造力を高めます。また、習慣化された子どもの読書は読書意欲をさらに高め、新たな知識追求への相乗効果となります。子どもがたくさんの本に触れ、読書の喜び、楽しさ、奥深さを知ることができるような読書環境の整備、充実に努めます。

### <具体的な取り組み>

#### (1) 地域における読書環境の整備

- ・ 公民館図書室資料、読書活動推進の参考となる資料の整備
- ・ 道内公立図書館の横断検索・相互貸借システムの利用
- ・ レファレンスサービスの利用促進
- ・ 絵本コーナー等の子どもの利用のためのスペースの整備
- ・ 点字資料や映像資料の提供など、障がいのある子どもに対する諸条件の整備
- ・ 子ども読書活動推進計画の施策の実施、点検・評価及び改定
- ・ 子ども読書活動推進計画のホームページへの掲載等による積極的な周知
- ・ 北海道立図書館等が主催する公民館図書室及び学校図書館の担当職員等を対象とする研修の積極的な参加



子どもの利用のためのスペース（公民館図書室の読み聞かせ室）

## (2) 学校図書館等における読書環境の整備

- ・ 保護者やボランティアとの連携による絵本コーナー等の整備
- ・ 学校図書館図書標準の達成に向けた図書の整備
- ・ 基準に基づく組織的・計画的な図書館資料の選定・廃棄・更新
- ・ 公民館図書室や他の学校の学校図書館との連携による学校司書の配置や資料の相互貸借
- ・ 障がいのある児童生徒の状況に応じた機器及び資料の整備
- ・ 日本十進分類法を原則とする図書館資料の整理、配架
- ・ グループ学習に適した机の配置など、児童生徒の主体的・協働的な学びを支える学習環境の整備
- ・ 推薦図書コーナーの設置
- ・ 学級文庫や、多目的スペースへの読書コーナーの設置など、児童生徒が気軽に利用することのできる校内読書環境の整備の工夫



中央小学校図書室

## 用語集

### 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

平成 13 年に子どもの読書活動の推進に関して基本理念や必要な事項が法律で定められました。この法律に基づき、中川町子どもの読書活動推進計画が制定されました。

### 「中川町総合計画」

中川町が定めるまちづくりの指針です。現在は平成 31 年から令和 5 年までの第 7 次計画期間です。

### 「中川町社会教育中期計画」

社会教育行政振興のための基本施策を示しています。社会教育、文化振興、社会体育の課題を整理し、目標と推進項目を定めています。現在は令和 2 年から令和 6 年までの第 10 期計画期間です。

### 「公民館図書室」

生涯学習センター（中央公民館）図書室では、約 25000 冊を所蔵しており、貸し出し、閲覧、レファレンスサービス（図書資料検索補助）業務を行っています。また、読書普及のためにさまざまな事業を展開しています。なお、佐久地区公民館では図書コーナー（閲覧のみ）を設置しています。

### 「子ども読書の日」

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、4 月 23 日を「子ども読書の日」と定められました。

### 「こどもの読書週間」

子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから昭和 34（1959）年に始まった読書啓発運動です。期間は 4 月 23 日（子ども読書の日）から 5 月 12 日です。

### 「日本十進分類法」

日本で使われている図書分類法です。図書の主題を 0～9 の数字を用いて大まかな分類から細かな分類へと細分して整理します。公民館図書室では、3 桁まで細分化して蔵書を管理しています。

---

中川町子どもの読書活動推進計画

<第1期：令和4～7年度>

令和4年3月

---

編集・発行 中川町教育委員会

〒098-2802 北海道中川郡中川町字中川 217 番地 2

TEL 01656-7-2877 FAX 01656-7-2110

中川町ホームページ <https://www.town.nakagawa.hokkaido.jp/>

---